

## 質問回答書

工事名 東京科学大学(湯島)B棟病棟他改修工事

国立大学法人東京科学大学施設部

東京科学大学(湯島)B棟病棟他改修工事  
 にかかる 現場説明書・図面等 に対する質問回答書

番号	図面番号	質疑事項	回答	回答日
1	入札説明書 様式2・別紙1-1 様式2・別紙1-2 様式2・別紙2	技術提案書「VE提案とVE提案に基づく施工計画」、「工事全般の施工計画」について、「評価項目数は、評価項目ごとに最大5項目まで」「工事全般の施工計画に対する全提案項目数は、最大5項目まで」との記載がありますが、5項目より少ない項目数での提案もお認め頂けるのでしょうか？ また項目数が少ない提案をした場合に減点対象となったり、採点上不利になる採点方法等がありましたら、ご教示ください。	5項目より少ない提案項目数での技術提案をいただくことは可能です。  また、入札説明書「9 総合評価に関する事項(2) 総合評価の方法」の記載のとおり、「加算点」は、別表1の評価項目において、技術提案書等の内容に応じ、最高43点を与えるとしており、項目数によって減点になったり、不利な扱いを受けることはありません。	5月15日
2	入札公告 現場説明書	入札公告「1 工事概要等」の「(5)工期」には、契約締結日の翌日から令和10年3月31日(金)まで。(繰越手続き延長予定あり)とありますが、現場説明書「別紙:工事工程案」では、令和10年11月17日を想定した工程案となっております。  5月25日に交付される数量表の積算(予定価格算出)時の工期は、延長予定である「令和10年11月17日」までを前提とされているとの認識でよろしいでしょうか。	よろしい。 現場説明書記載の通り、入札の積算における工期は財政法の定めによる承認が得られた場合の延長予定の完成期限である、令和10年11月17日(金)を工期末としてください。	5月21日
3	入札公告 現場説明書	番号2の回答が、「令和10年3月31日(金)」までを前提とする場合、延長の承認が得られなかった時は、現場説明書「別紙:工事工程案」に記載の令和10年3月31日までの工事範囲が完成していればよいとの認識でよろしいでしょうか。	財政法の定めによる承認が得られなかった場合の完成引渡し範囲については協議によります。入札の積算における工期は財政法の定めによる承認が得られた場合の延長予定の完成期限である、令和10年11月17日(金)を工期末としてください。	5月21日
4	工事請負契約書 (案)	07-1工事請負契約案に第4条に「完成期限は、令和10年3月31日」との記載がありますが、契約書にも「繰越手続き延長予定あり(令和10年11月17日まで)」と記載いただくことは出来ませうでしょうか。	本学が文部科学省に国立大学法人施設整備費補助金の計画変更の申請を行い、同省より計画変更の承認があった場合は、完成期限の延長に係る変更契約書の締結を予定しています。 当該計画変更の申請は令和10年3月を予定しているため、落札決定後の契約締結時における工事請負契約書第4条の完成期限は、令和10年3月31日となります。	5月21日
5	工事請負契約書 (案)	番号2ならびに番号3の回答の結果、「令和10年3月31日(金)までに今回の工事範囲を全て終わらせる」といった内容の契約を先ずは締結する必要がある場合、繰越手続き延長の承認が得られなかった時は、「別記第1号 工事請負契約基準」(発注者の損害賠償請求等)の第55の一に該当しない旨などの特約を設定することは出来ませうでしょうか。	工事請負契約書(案)第22条に基づき、発注者と受注者が協議して定めることは可能です。	5月21日
6	入札公告 現場説明書	番号2の回答が、「令和10年3月31日(金)」までを前提とした場合、延長承認後、令和10年3月31日～令和10年11月17日の延期分の経費等については、追加工事費の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	番号2の回答のとおりです。	5月21日
7	入札公告 06-1	(様式1)競争参加資格申請書について、電子入札システムで提出する場合は、押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	電子入札システムで申請書を提出する場合は、押印を省略しても差支えありません。	5月21日

8	入札公告 06-2	(様式2)技術提案書について、電子入札システムで提出する場合は、押印は不要という認識でよろしいでしょうか。	電子入札システムで申請書を提出する場合は、押印を省略しても差支えありません。	5月21日
9	現場説明書 別紙 工事工程案	<p>工事工程案の各フロアは、2段に分かれた表示で、下部・上部などの記載があります。</p> <p>具体的には、令和9年3月～10月の期間のB棟10階では、「下部:改修」「上部:緩衝階」の部分为例に考えた場合、下部・上部とは、具体的にはどのような区分でしょうか。</p> <p>もしくは、「下部は下階」「上部は上階」と読み替えて宜しいでしょうか。</p> <p>また、「上部:緩衝階」、「下部:緩衝階」及び「緩衝エリア」は、「現場作業可能期間(騒音・振動作業禁止)」となり、「騒音・振動作業禁止」となるように読めます。</p> <p>こういった施工条件の制約になるのか、ご教示ください。</p>	<p>B棟10階「上部:緩衝階」「下部:改修」を例に回答します。</p> <p>「上部:緩衝階」とは、10階工事において、11階へ影響を及ぼす作業を原則禁止とすることを示しています。11階は通常稼働中の病棟であるため、影響を最小限とする目的で、10階上部を緩衝エリアとして設定しています。具体的には、10階工事に関連する場合であっても11階への立入りは不可とし、また、11階床スラブに関する工事については、騒音・振動の観点から原則として実施不可を想定しています。なお、やむを得ず必要となる工事については、監督職員との協議によるものとします。</p> <p>「下部:改修」とは、9階が工事エリアであるため、10階工事において下階へ影響を及ぼす作業についても実施可能な期間であることを示しています。</p> <p>上記のため、「下部は下階」「上部は上階」への読み替えはできません。</p> <p>「上部:緩衝階」 該当階の上階が通常稼働のため、上階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p> <p>「下部:緩衝階」 該当階の下階が通常稼働のため、下階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p> <p>「緩衝エリア」 該当階の主に下階が通常稼働しているエリアのため、下階に影響が出るような騒音・振動作業禁止の期間</p>	5月21日
10	現場説明書 別紙 工事工程案	B棟10階の改修工事期間の開始年月と完了年月を教えてください。	B棟10階現場作業可能期間は、令和9年3月から令和10年4月を想定しています。尚、上記の回答の通り、現場作業可能期間内であっても、11階、9階の稼働状況により、騒音・振動作業が限定されます。	5月21日
11	現場説明書 別紙:工事工程案 入札説明書 別記第1号工事請負契約規準第27条	着工が令和9年3月となっており、契約日から着工日まで半年程度の期間が発生すると思われま。その期間の物価変動については、別記第1号工事請負契約規準第27条(賞金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)に基づきご協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか？	工事請負契約基準第26及び第27に基づき、協議することは可能です。	6月8日
12	''	上記でご協議いただける場合、1～4項が全体スライド、5項が単品スライド、6項がインフレスライドとなり、仮に契約金額より上昇した場合には、単品スライドの場合には起算日の制約はなく対象工事費の1.0%までが受注者負担でそれ以上が発注者負担、インフレスライドの場合は起算日の制約はなく残工事費の1.0%までが受注者負担でそれ以上が発注者負担、との理解でよろしいでしょうか？	そのとおりです。	6月8日
13	''	上記でご協議いただける場合、全体スライド、単品スライド、インフレスライドのどれを採用するかは、受注者側の要望で選択できるのでしょうか？できない場合には、各スライド要項が選択される要件をご教示ください。	工事請負契約基準第27に基づき、いずれも「発注者又は受注者は、(中略)請負代金額の変更を請求することができる。」としていますので、受注者による選択は可能です。	6月8日

14	現場説明書 別紙: 工事工程案	<p>「現場着手可能となる令和9年3月までを準備期間とし、通常診療に影響が出ない範囲で仮設、調査、打合せ等を行うものとする。」とありますが、令和9年3月までに外部の仮設工事を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか？ また令和10年11月17日までに改修工事を完了し、それ以降に通常診療に影響が出ない範囲で外部仮設の撤去等を行うことは可能でしょうか？</p> <p>上記が不可の場合は作業員の入退場や工事資機材の搬入出ができないため、外部仮設組立・解体期間中は非常用EV13号機・14号機を工事使用できるという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>令和9年3月までに外部の仮設工事を行うことは監督職員との協議による。</p> <p>また、改修工事の全ての作業完了後に、契約書に基づく完成期限以降の期間で外部仮設の撤去等を行うことは原則不可です。</p> <p>エレベーターの使用については、協議により使用出来るものとします。</p>	6月8日
15	"	<p>「本図は、概略を示したものである。詳細は協議による。」とありますが、全体の着工日と竣工日を守れば、その中で各フロア毎の工事時期や期間を検討し、場合によっては医療法に伴う検査、備品搬入、移設等稼働準備期間を変更いただくような協議も可能と考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>発注者、受注者、本工事に関連する別途発注工事の受注者や別途発注の大型医療機器の設置なども含め、関係者との協議により変更することは可能とする。</p>	6月8日
16	"	<p>完成期限について、財政法の定めによる承認が得られた場合は令和10年11月17日まで延長とありますが、工事請負契約書(案)第4条では令和10年3月31日との記載となっています。このままの工事請負契約ですと、令和10年11月17日までの工事内容を令和10年3月31日までに完成することとなりますが、財政法の定めによる承認が得られなかった場合には、令和10年3月31日までに完了する工事範囲をご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか？ またその場合にはその旨を工事請負契約書の中に記載いただけますでしょうか？</p>	<p>令和10年3月31日までに完了する工事範囲の協議は可能です。</p> <p>また、工事請負契約書(案)第22条に基づき、発注者と受注者が協議して工事範囲を定めることは可能です。</p>	6月8日
17	"	<p>質問の提出期限が令和8年7月2日、回答内容閲覧期間が令和8年7月7日～7月10日、入札日が7月10日となっております。入札金額に質問回答の内容を折り込み社内手続きにて金額を確定するにあたり、期間が厳しいです。6月末に質疑回答をいただけるようなスケジュールをご検討いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>既に回答した番号1～9と同様に、質問が寄せられた場合は、速やかに回答するようにしています。</p>	6月8日